

清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 環境影響評価方法書に対する意見書

I 全般事項

- 1 環境影響評価の実施に当たっては、関係行政機関等からの意見はもとより、市民等からの意見にも十分配慮するとともに、その結果及び評価等について、環境影響評価準備書の手続の中で、地域住民及び関係者に対して丁寧に説明を行うこと。
- 2 環境影響評価の実施に当たっては、専門家等からの助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- 3 環境影響評価の実施に当たっては、可能な限り最新の知見や評価手法を取り入れるとともに、評価を行う過程において環境影響に関わる変更が生じた場合は、選定した項目や手法等の見直しや、追加での調査、予測及び評価の検討、実施など適切に対応すること。

II 個別事項

本事業の特性や地域特性と、清水港の持つ貴重な資源や優れた眺望景観を踏まえ、以下の7項目について、十分な検討及び適切な調査を実施するよう配慮されたい。

1 大気質

- (1) 事業実施区域周辺及び影響が及ぶと想定される地域は、住居地域に加え、山や海等の存在により大気の流れが異なることから、地域特性を踏まえ、短期的高濃度条件等（ダウンウォッシュ、ダウンドラフト、逆転層等）の影響も考慮し、適切な予測及び評価を実施すること。

特に、事業実施区域周辺の高層住宅に関して、当該建築物が風下となる風向で、ダウンドラフトが生じるような条件下では単純な濃度予測値を超える大きな値となることが推測されるなど、強い影響を受ける可能性があるため、大気の調査、予測及び評価に当たっては、通常の検討とは別に、この事業実施区域周辺の高層住宅への影響も考慮し評価した上で、適切な環境保全措置を検討すること。

- (2) 冷却塔からの蒸発散については、計画段階配慮書の段階から発電出力規模の見直しの結果、方法書では3割近く削減されたが、それでも約 29,000 m³/日が大気に放出されることから、その影響についても考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 温室効果ガス

- (1) 静岡市が実施する地球温暖化対策をはじめ各種施策との整合が図られるよう、施設の適切な稼働及び維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。
- (2) 最新鋭の設備の天然ガス火力発電設備の導入及び稼働により、二酸化炭素排出量の削減に着実に取り組むとしているが、そのための具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。

3 水環境

- (1) 本事業の冷却塔ブロー水を含む一般排水は、隣接する LNG 基地からの冷排水と排水槽で合流させて排水することになっている。

このため排水対策については、本事業の実施により、LNG 基地での天然ガスの製造量の増加（LNG 基地の増設を含む）に伴う冷排水の増加も見込まれる点も踏まえ、可能な限り将来想定される排水量を前提とした排水の調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 排水に関して、環境影響評価の項目として選定されているのは、水質（水の汚れ）のみであるが、増加が見込まれる LNG 基地からの冷排水と、淡水である冷却塔ブロー水等が湾内に流入することで、少なからず水温や塩分に変化が見られるはずである。

このため、排水に関する調査、予測及び評価に当たっては、水質のみならず、水温、塩分その他必要な項目を追加し、適切な環境保全措置の検討を行うこと。

4 動物、植物、生態系

- (1) 本事業計画では、海域への影響を考慮し、海水を使用せず、冷却塔を使用することで、可能な限り温排水による影響を回避、低減する計画である。しかし 13,300 m³/日以上もの排水、さらには増加が見込まれる LNG 基地からの冷排水は、海域及び周辺の河川等に影響を及ぼすおそれがある。

このため、排水が海域の動植物及び生態系に与える影響を環境影響要因として選定し、海域及び周辺河川の環境並びに水生生物への影響について適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 鳥類として重要種のハヤブサを含む猛禽類の生息が確認されており、その行動など状況について継続して、観察、調査すること。

5 景観

- (1) 配慮書段階で実施した景観の予測結果において、主要な眺望地点からの視覚的な変化の程度が、「建屋については全ての地点で周辺環境に調和している」と記載されているが、煙突の存在も考慮すると、必ずしも調和していると言い切れない

い地点がある。

このため、景観影響について海上も含めたより多くの視点場からの調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて施設の配置や構造(煙突及び建屋等の配置、形状、高さ、配色、素材等)について検討すること。

なお、フォトモンタージュ等の作成にあたっては、重要な視対象である富士山を必ず含めること(富士山が背後となるような場合は除く)。

- (2) 事業者の評価では、「建屋等は既存タンクの奥にあり調和している」としているが、事業計画の変更も踏まえ、休止状態のタンクが存在しない状態も考慮し評価すること。

併せて、現在使用していない施設等は極力撤去すること等により事業実施区域周辺の景観保持に努めるなど、さらなる景観影響の低減の方策についても検討すること。

- (3) 景観への影響を回避する方法として、外構の効果的なデザインや景観保護林(減災林)の配置等が効果的と考えられるため、煙突及び建屋等の施設の配置と合わせ、その実施を検討し、環境影響評価準備書に記載すること。

6 騒音・振動

環境影響評価の実施にあたっては、最寄りの住居地域のみならず、周辺の施設(駅、文化施設、商業施設等)の存在も踏まえた調査、予測及び評価を行い、その地域特性に応じた、騒音・振動の影響を低減するための対策の検討を行うこと。

7 その他

- (1) 本事業の実施に伴い、新たな送電線の設置が推測されることから、当該送電線の設置が周辺の生活環境及び自然環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

- (2) 本事業の実施に伴い、施設から発生する光が、周辺の生活環境及び自然環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

III 付帯事項

本事業の事業実施想定区域は海拔約7mであり、静岡県第4次地震被害想定では非浸水区域となっているが、昭和48年に埋立造成された土地であることから耐震及び液状化対策が十分ではないおそれがあり、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対して、万全の対策が講じられているものかが不明である。

このため、本事業の実施にあたっては、災害に対する安全対策について、住民に丁寧な説明を行うとともに、十分な検討を行い万全の対策が講じられることが望まれる。